

## 平成25年山武市教育委員会第1回定例会会議録

1. 期 日 平成25年1月17日(木)
2. 場 所 山武市教育委員会庁舎会議室
3. 開 会 午後1時25分
4. 出席委員 委員長 五木田 孝義  
委員長職務代理者 高橋 尚子  
委 員 京相 光徳  
委 員 嘉瀬 尚男  
教育長 金田 重興
5. 欠席委員 小野崎 一男

### 6. 議場に出席した職員の職及び氏名

教育部長	加瀬 芳美
教育総務課長	渡邊 聰
学校教育課長	宮川 欣也
学校教育課指導室長	鵜澤 政仁
生涯学習課長	篠崎 君子
スポーツ振興課長	川島 勝喜
公民館長	市原 修
学校給食センター所長	宮負 勲
文化会館長	江澤 正
さんぶの森公園管理事務所長	齊藤 榮一
事務局	
教育総務課総務企画係長	秋葉 一徳
教育総務課総務企画係	篠原 正洋

開会 委員長が挨拶し午後1時25分開会を宣する。

各委員より 年頭所感の挨拶

日程第1 ○会議録署名人の指名

五木田委員長が議長となり、嘉瀬委員を指名する。

日程第2 ○会議録の承認

第12回定例教育委員会の会議録を全員異議なく承認。

### 日程第3 ○教育長報告

報告書に基づき、12月21日から1月17日までの主な業務内容について報告。(主な点は次のとおり)

- 12月21日 群馬県昭和村は交通の便も良く山国にしては進んだ自治体である。その教育委員会から教育委員長をはじめ教育委員等の皆さんが、山武市の太陽光発電施設を学びたい、公民館活動についてお聞きしたということで視察に参られた。こちらでは大したことではないと思っているが、他からは先進地に見られている。しっかりやっていかなければいけないと感じた。
- 22日 真行寺廃寺が注目されているが、畑等から出てくる瓦を利用して工作物を作ってPRしていきたいとのことで、千葉大工学部デザイン学科の学生が参った。あいにくの雨ぶりだったが、部長と生涯学習課長に出席していただいた。
- 25日 全小学校にある学童クラブのうち成東小の施設について、指定管理者制度で運用していこうということで、指定管理者選定委員会の会議があった。現在、成東小では約50人入っているが、運営が可能かどうか1団体にしぼって協議をしている。
- 26日 学校管理職の二次選考の模擬面接を市教委で行った。校長2名、教頭4名について行ったところである。
- 30日 山武市出身で早稲田大学在学中に東京六大学野球では三冠王に輝き、中日ドラゴンズに4位指名で入団が決まった杉山翔太選手の激励会が行われた。ぜひ大成して欲しいと思う。
- 1月 4日 仕事始式において市長から、社会的情勢は危機的現状であるという認識をしっかりとったうえで、市民を包む幸せの布を織ってほしいという訓示があった。
- 8日 出先部署へ新年の挨拶回りを行った。
- 9日10日 来週21日の東上総教育事務所との面談に先駆けて、19校の校長と人事面談を実施した。説明を受けての相対的な感想は、どの学校もたくさん課題がある。その解決のための人材確保の間で悩みがある。限られた人材を自分だけの学校のみ確保することはあり得ないことであり、結局は校長の経営力、人材活用力が必要と思っている。市教委としては人事交渉をしっかりとっていくが、同時に校長にも一層の経営努力をお願いしたいという思いでいる。
- 13日 成人式はとても穏やかな恵まれた日で無事終了できた。委員の皆様方にはありがとうございました。
- 16日 幼稚園、こども園の園長と面接を行った。山武市の教育にとって幼少期教育は大事な訳だが、現場の体制は大変厳しいものがあるということを実感した

面接であった。窓口が保健福祉部に移る訳だが、子どもたちの健やかな成長のため連携を密にしていきたいと思っている。

委員長：議案第1号「市議会定例会提出議案(平成24年度山武市一般会計補正予算(第6号))に同意することについて」及び協議第1号「山武市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、協議第2号「山武市立幼稚園設置条例の一部改正について」は議会の提出前であり、協議第3号「準要保護の認定について」は公開に適さない事項であることから、教育委員会会議規則第12条の規定により秘密会としたい旨、提案。

(「異議なし」の声)

#### 日程第4 ○議決事項

議案第1号 市議会定例会提出議案(平成24年度山武市一般会計補正予算(第6号))に同意することについて

各所属長：資料に基づき補正予算の概要を説明。

嘉瀬委員：予算の項目に、例えば学校関係の工事請負費のほかに委託費として工事監理委託料とあるが、監理とはどのようなものか。

教育総務課長：工事を施工する際に、設計書や工程どおりに工事が進んでいるかチェックするための監理（監督）をお願いするも、その業務について業務委託するもの。

嘉瀬委員：これは別の組織（業者）がやらなくてはいけないのか。

スポーツ振興課長：我々職員は建築のスペシャリストではないので、設計士の資格を持った方をお願いして、納入される部品が設計どおりの物なのか、設計どおりにきちんと造っているのかを現場でチェックしていただくための委託料。

嘉瀬委員：要するに工事主体事業者ではなくて、第三者的な設計士とかそういう立場の方がチェックするという事で理解してよろしいか。

五木田委員長：工事請負費がいくら以上だと工事の監理を委託しなければならないのかの規則はあるのか。

さんぶの森公園管理事務所長：法令で新築などは一級建築士や二級建築士が管理しなければならない。小額な工事や改修工事ではそういうことはないが、ある程度の規模の工事で設計業者が設計したものについては、やはり監理を行っていただいた方がよりいいものができるということである。

※原案のとおり同意。

日程第5 ○協議事項

協議第1号 山武市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

学校教育課長：このことについては、来年度のこども園の開設等に伴い、幼稚園の園医、歯科医、薬剤師の報酬について検討いただくもの。今回は協議いただき2月(第2回)の定例教育委員会の議決事項として予定している。

提案の内容は、市長部局(保健福祉部)から、平成25年度よりこども園(長児部)にこども園医等を設置する報告と、幼稚園、こども園(短児部)の園医等との報酬額等を統一したい旨の申し出を受けたことから報酬額の改正について協議をお願いするものである。(以下、資料に基づき改正内容を説明。)

※原案のとおり了承。

協議第2号 山武市立幼稚園設置条例の一部改正について

学校教育課長：このことについても、協議第1号と同様に今回は協議いただき2月(第2回)の定例教育委員会の議決事項として予定している。

提案の内容は、来年度の2園のこども園の開設に伴い、成東幼稚園は(仮称)なるとうこども園(短児部)となり、位置(住所)が条文の改正となる。また、緑海幼稚園、鳴浜幼稚園は(仮称)しらはたこども園(短児部)となり、既存の幼稚園は廃止となる。そこで、新たに設置する幼稚園の名称等について協議、検討をお願いするものである。(以下、資料に基づき改正内容を説明。)

五木田委員長：名称についてはこれから公募するのか。

学校教育課長：委員の皆様で決めていただきたいが、事務局としては「しらはた」を考えている。

京相委員：こういう名称にして欲しいという保護者からの要望はあるのか。

学校教育課長：特に要望はない。

嘉瀬委員：開園するこども園の名称と違ってしまうのはどうかと思う。

※原案のとおり了承。

協議第3号 準要保護の認定について

学校教育課長：2世帯3名について説明。

※2世帯3名について認定。

休憩 14時30分から  
14時40分まで

#### 協議第4号 山武市教育行政における諸問題について

##### ① いじめ対策について

学校教育課指導室長：前回報告するとお話した、2学期末のいじめの状況の集計が完了したので、報告申し上げ協議をしていただきたいと考えている。（以下、資料を基にいじめ対策についての説明。）

「いじめ問題連絡用紙」の様式については、前回いじめ相談メールの開設について検討中のため、このような様式を配って実施していると口頭のみでの報告だったため、今回は資料として提示させていただいた。この様式を配って以来今日まで、この様式を使ってのいじめの報告はない。また、いじめ相談メールの開設については、今月の校長会等で各学校に協議をお願いするところではあるが、現在各学校に設置されている相談箱(文書形式)の活用、他の相談窓口の紹介などについても、メール窓口の問題と同時に話をしていきたいと考えている。また、この後で説明する体罰もそうだが、本日、県教委からの指示文書で「学校生活相談窓口の活用について」という内容の通知を、各学校から児童、保護者あてに配布するようとの指示があった。何を掲載するかというと、窓口の担当者名、メールがあるなら学校のメールアドレス、電話番号、住所、相談窓口として県の「子どもと親のサポートセンター」のメール、電話番号などである。また、それと同時に、そういう窓口を開設した後に相談があったか、相談があった場合どういった内容だったかなどの調査もきている。通知については明日、各学校から発送する予定である。

五木田委員長：この資料を見る限りでは緑海小と山武南中が突出していじめが多いように見えてしまう。

指導室長：いじめの定義については、文科省から平成18年に当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものは全てカウントするとなっている。このカウントの仕方が出された後は特にその扱いについての文書がないので、学校の判断で回答していただいている。

五木田委員長：学年別は分からないが、1, 2年生あたりの低学年のいじめに対する子ども自身の認知。6年生であれば1年生の歳は倍になるので、小学校の1年というスパンは大変成長のあるものなので、低学年のアンケートに対する解釈力が問

題になってくると思う。高学年はしっかりとした調査の結果が得られていると思う。調査結果の中で問題なのは、6いじめの態様の④⑤⑥であろうと思う。金品を隠されるなどは陰湿であり、金品をたかられたなどということは刑事事件である。

京相委員：このアンケートは無記名だったと思うが、委員長が言われたような金品をたかられたなどの指導は、名前等が分かって指導しているのか。

指導室長：基本的には学級ごとに調査を行っているので、その部分について担任の方からヒアリングしている。ケアについては担任やカウンセラーが行っているという部分で、解消に向けて努力している。

高橋委員：緑海小の認知数20件と南郷小、鳴浜小の0件では、逆に、南郷小、鳴浜小はよかったとはいえない感じがした。どこまでをいじめとしたのか、しないのかで、いじめに対する認識が本当なのか疑問に思う。手放しには喜べないところがある。

五木田委員長：認知件数が多ければ認識が深いとも言えない難しい問題。これを切っ掛けに不登校やこどもの気持ちがナイーブになったり、加害者にとって重大な心証を阻害するというのであれば、大変問題なことだろうと思う。ただ、大人でも子どもでも生きていれば嫌なこともある。それをどうそれぞれの子どもたちが、大人になっていく過程の中で強く、賢く、逞しくなっていくかというのは、生徒指導であり道德教育であると思う。そこら辺をどのように教育課程を編成しながら、学校で取り組んでいくかが要点だろうと思う。

高橋委員：いじわるの段階で見つければ、いじめにならないと思うのでお願いしたい。

指導室長：子どもの訴えを見抜くというか聞き取るというか、そういう視点を更に磨けということを受けとめたい。

五木田委員長：いじめを契機にして小学生が自殺したなんてあまり聞かなかったが、最近では小学生に自殺の事例がある。だから文科省も本腰になってやっているのだろうと思う。

嘉瀬委員：資料の7いじめられた児童生徒への対応で、①学級担任や他の教職員が状況を聞いたでは、認知件数(101名)全てについて担任の先生が聞いているということだと思うが、④の学級担任や他の教職員が継続的に面談しケアを行ったは57名であり、その差の人数というのは、継続的な面談やケアをしないままに、解決してしまった案件と認識していいのか。

指導室長：データだけから見れば先程の認知件数の問題と同様で、軽微なものから深刻なものまでであると思う。継続的に面談しケアを行っているというのは、少なくとも担任の判断の中では重いもの。例えば、友だちから軽く蹴られたというのは認知としてカウントしているが、少し話をする中で解決ができる。そうい

うものについては、継続的に面談しケアを行ったにはカウントしていないと思われる。

嘉瀬委員：養護教諭が状況を聞いた5名、スクールカウンセラーや心の教室相談員が状況を聞いた8名で、それについても、継続的にケア等を行っているのが、9名、6名。この数値の違いというのが、どこからおこってきているのか。例えば、担任に代わり状況を確認した③のスクールカウンセラーや心の教室相談員が状況を聞いたのが8名いるというのは、担任に代わって状況を確認したというのはどういうケースなのか。全てのケースで担任が聞いているのに、そういうことが8名いるのはどういう認識をしたらいいのか。

指導室長：これがどういう回答でだされたかは分からないが、私の経験上というか実態でいうと、当然担任は自分のクラスの子どものものに関わっていく。その際、子どもが話しやすい人にまず相談をする。事例によっては養護教諭やカウンセラーの方が学級担任より聞きやすいというものもある。そういう場合には校内体制の中で、この事案については誰が継続的に深く関わっていかうかということで、養護教諭が中心になっていく場合、相談員が中心になっていく場合、担任が中心になっていく場合、それから発見の第1発見者がどういう形でそれを発見したか、保健室に行って養護教諭と何気なく話をしている中で、心の苦痛を訴えた、けど他の先生には言わないでねという場合があったとすると、当然学級担任は情報を知るので、状況を聞いたとなっていてはいますけれども、どちらが深く関わったかとなってくると、今の話では養護教諭がチーフになってカウンセリングをしていることだと思う。この調査で書いてある養護教諭とカウンセラーというのは、取り立てて書いてあるのはその人たち中心になって行った事例と思われる。

嘉瀬委員：数字だけではそういうことが読み取れない。今の説明でもそう思うということなので、実際の現場で今回あがったいじめ認知の中で、これがどういうケースからこういう風になったのかというところまで、ぜひ公表して欲しい。でないと、この数字を見て今後の市のいじめ対策を検討しろと言われた時に、認知された101件の全てが違うケースなので、ある程度似たようなケースから分類して、こういうケースにはこういうことがあると認識しておかないと、それに対する対策も考えにくくなると思う。せっかくアンケートを取っているのに、そこまで落とし込んだものには是非してもらいたいと思う。

それから、⑩学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した11名とあるが、これも先程の説明と同じかと思うが、基準というかどんな場合がそういうところまで必要だったかというのを知りたい。9いじめの実態把握のために、学校が日常的に児童生徒に対して直接行っている具体的な方法についてで、④家庭訪

間が8校とあるが、現実的にはどうということか。日常的に家庭訪問をしているという感覚がよくわからない。できるものなのかと疑問を感じたので、具体的にはどういう対応方法なのか知りたい。

指導室長：日常的に家庭訪問というのは、いじめだけで家庭訪問ではないと思う。いろんなケースを抱えて家庭訪問を行っているという考え方のもとに、いじめ問題についても、こういう問題が起こった場合には学校内だけで終わらすのではなく、家庭にまで出向いてフットワークよくやっているという解釈だと思う。

嘉瀬委員：家庭訪問自体がしょっちゅうやられているものではないと思うが。

指導室長：基本的には何か起こらなければやらない。何かが起こった際に日常的に行いますということである。

五木田委員長：このアンケートは、何かを基に行っているのか。

指導室長：このアンケートは文部科学省が行っているいじめに関する調査を基に、並べ方は変えているが同じ項目である。

五木田委員長：文科省はいつ出したものか。

指導室長：最新のものは昨年8月である。

五木田委員長：実施者が同じ目線で説明をしないと、今回の結果のように緑海小と山武南中が突出したような形になってしまう。説明の仕方に問題がある気がしてならない。信頼性というか信憑性というか、そういうことからアンケートの結果だけで結論は出せない気がする。当面の見通しや傾向はつかめると思うが、実施する過程でよく子どもたちに説明をする。それから実施する時期も大事だろうと思う。

嘉瀬委員：大きな問題になるいじめの報告はないということだが、その基準はどうみているのか。先程、委員長からも6いじめの態様の④⑤⑥というのは刑事事件のようなもので重要だと思うが、それと同等というかそれ以上に子どもに対して深刻なのは、②仲間はずれ、集団による無視をされたということだと思う。いろんな報道や事件を見ると、自己否定をされたなどそういったことから自殺に結びついたのかなという感じも受けているので②の重要度もあるし、自殺してしまえば大きな問題になってしまう。このアンケート結果があがってきた中で、大きな問題がないと言い切れる根拠をどこにおいているのか知りたい。

指導室長：まず、私の考えでお話させていただくが、このアンケートはデータとしてとったもので、この他に各事案があった場合には、指導室で相談をさせていただく案件もある。というなかで、私たちが捉えたいじめに関するものについては、それぞれ解消、若しくは継続的指導も含めて解消の方向にある程度入っているということで、今回は大きな問題はないと考えて理解している。

嘉瀬委員：このアンケート以外にそういう相談のデータがあるのであれば、ぜひ教えて

いただきたいと思う。出せないものかもしれないが、どういう案件があって大きな問題に至らずに解決していることを教えていただきたいと思う。

それから、このアンケートの中ではいじめ加害者についての記載がない。いじめをした方のケアについてなど、様々な情報として加害者側のことが出てきてないので、その辺についても検討願いたい。いじめをしている方も重要ではないかという気がしている。

指導室長：先程いじめの定義を説明したが今回の調査は被害者である。

嘉瀬委員：いじめを受けていて認知するということは、いじめを加えた子がいるということなので、その加えている子にどんな問題があるのかななどの事例。

指導室長：いじめの原因ということか。

嘉瀬委員：いじめの原因でもいいし、何でも構わないので情報としてほしい。それが、この調査にはない。それでいいのかという気がする。

指導室長：私どもにそういう視点がなかったので、検討させていただきたい。

高橋委員：学校の先生がいじめられた子を把握してケアしているが、いじめた子はケアしているのか。いじめた子が何で、どうしてそんなことをしたのかを、解決できる問題であればその子も救われる。それが一番だと思う。

五木田委員長：担任は十分原因を究明しながら、加害者に懲戒を加えながらやってくれているのが普通の担任の構えだと思う。

指導室長：あくまで人と人との関係なので、一方だけを指導していることはない。常に両方の話を聞きながら、両方がよくなれる人間関係を取り戻せるような方向で、関係者だけの場合もあるし、オープンにできるものであれば学級の問題、学校の問題として、多くの子どもたちの意識を高める指導は十分している。

教育長：皆さんにご協議いただき詳細の把握に大変参考になった。今後、事務局としての取り組み等に際し委員の皆様に向いたいのは、今回の調査では市内の学校で認知数に差が出た訳だが、ご承知のように全国でも差が出ている。極端な都道府県が4つ程あり、あとはそうでもなかった。ということは、多くの県ではおそらく学校側、教師の判断があったということになる。それならば、山武市として今後どういう風にするのか、学校側で判断するということは、一方で、見逃してしまうとか、誤った判断ということがないとは言えない。先程、低学年と高学年は違うと言ったが、それなら全部を学校で判断しないで調査をした方がいいのか、低学年はいくらか学校で判断した方がいいのか。山武市としてはどういう風にアンケートに取り組んだらいいのか。この件については、あまりこうしなさい、ああしなさいとか言わずに、学校の判断に任せようかという話をしたが難しいところである。

嘉瀬委員：ある程度は現場の判断に任せるのは必要なことだろうし、こちらの判断も必

要だと思うが、上がってくるデータが学校ごとにまちまちの基準だとしたら、統計をとっても意味がない。信頼度が下がってしまうと思う。一定の基準はある程度共通認識として持つ方向にした方がいいと思う。

教育長：ということは、委員長が言われたように、もう少し詳しい説明をしっかりとするということか。

嘉瀬委員：必要な場合もあると思う。先程、委員長がおっしゃった低学年と高学年の認識の違いを私も今気がつかされたが、結構あるのではと思う。であればそれに合わせていった方がいい。それは現場の先生方の意見を伺いながらになると思うが調整が必要。

五木田委員長：設問を読み上げて手を挙げさせて人数を数える調査の仕方だったら、これはもってのほかだが、ただ、低学年(1,2年生)の場合、よく言葉の意味を説明しないと認知の件数に相当の差があると思う。

嘉瀬委員：低学年の子どもたち自身は、いじめをしているとかの感覚はないのではないか。だとすれば、こういう形式の同じ質問をするのが、果たしてどれだけの意味があるのかとなってしまう。

五木田委員長：6いじめの態様の①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われたなどは、子どもたちにとって日常茶飯事であって、受けとめ方の問題で、子どもたちの性格的なものである。この項目が調査の中で数として多く出ているので、いじめの定義としては、からかいの質、内容が問題を多く含んでいると思う。このアンケートを取ることによって、1つは教師のいじめへの認識の啓発というのも文科省の狙いだろうし、実施することは大変いいことだと思う。

京相委員：校長会などがあるとのことではあるが、委員長が言われたように、子どもたちの受けとめ方も違いうだろうし、先生方自身もこれではと考える担任もいると思う。そこが一番問題だと思う。例えば今日訪問した山武西小では、いじめゼロのために、こういうことは許しません、このことはだめです、友達にこういうことはしてはいけませんと具体的に学校として取り組む姿勢が、先生方にも子どもたちにも示されているかどうか、もう一度確認することと、小さい学校では無理かもしれないが、特に中学校の場合のいじめは深刻になるので、これは担任だけでは見つからない場合があるので、必ず学年会というか学年の先生方が学年の子どもたち一人ひとりを把握して、あの子最近おかしいよって話が、私が現場にいた時には他の先生方から言われたりする、教科によっては今日どうも元気がなかったとか、或いは家庭的に問題がありそうだよというようなことがあったり、いじめの問題もでてきた。そういったことだとか、調査の9のいじめの実態把握のために行っている具体的な方法にも、そういった部分、

例えば学年会でそういう話し合いをする部分があるかどうかということも、アンケートの中でというか、アンケートは好まないのので、できれば実際の行動で示せるような形を、先生方自身が捉えてほしいし、特に、生活ノートは非常に有効な手段である。ただ、現場の先生は学級全ての子どもたちのノートを毎日見てチェックして、赤ペンを入れて返すことは大変なことだが、子どもたちの生活の様子が凄く手に取るようにわかるので、校長会等を通じて先生方に注意喚起を促してほしいと思う。

嘉瀬委員：8学校におけるいじめの問題に対する日常の取組の④⑤だが、④スクールカウンセラー、心の教室相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった学校が18校あるが、その前の設問で養護教諭などが状況を聞いたのか5名だとか8名。学校では積極的に活用しているのに少ないと感じるので、実際の状況を確認したいのと、⑤いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った学校が12校あるが、どういう組織の整備がされているのか、相談体制がどういう状態からどのように変わったのか、この12校の内容を情報として是非知っておきたいと思う。

最後に、いじめ問題の連絡用紙の件だが、いじめ第1報様式とある。最初に連絡する様式だと思うが、記入欄を見ると1発生日時や2発生場所から始まって、最後の10に解消状況とか11でいじめの経緯、概要とかまで書くようになっている。この様式はいつの時点で出すようになっているのか。解決した最後にここまで記入できるようになって出てくるものなのか。発見時点で報告がされるのか伺いたい。

指導室長：この用紙は第1報ですので、連絡があった時点では下の欄は未記入である。

とにかく、こんなことを発見して、これは今後さらに継続的に指導が必要であるという案件をいち早く教育委員会に知らせていただき、一緒に考えていこうというものですから、下の方は継続的になされていく、指導室でも記入をしていくものである。

嘉瀬委員：そういうことであればいいが、第1報用として様式を分けてはどうか。

指導室長：これをいただいたものについては、学校と教育委員会が共に情報交換を行いながらやっていくので、ほぼリアルタイムの情報を持っていることになるので、事故報告を出すような問題は別に事故報告書という様式があるが、そうでないものは、この様式に双方が記入していき最終報告として活用していきたいと思っている。なぜこのような話をするかということ、実は学校は多忙化と言われていて、これを作ることにかなりの労力を費やすことから、第1報でとにかく出してお互いに分かったことは、記入していけばこれが記録用紙として残っていく訳なので、これでいいと考えている。

嘉瀬委員：きちんとされているのであればいいと思う。

高橋委員：教育委員会でまずできることとして、いじめゼロ宣言みたいなものを全ての学校に配って、全ての子どもたちの見える所(学級)に貼ったりして、低学年には先生が説明したり、いじめ予防というかそういうことが、まず、教育委員会でできることであって、発見してから何かをするよりは、そこを先にやりましようという思いがある。

指導室長：いじめゼロ宣言については、市教委ではなく県教委から作成されてくるので、それを学校に配布する段階にあり、その活用について話をしているところである。

高橋委員：低学年の子どもたちには説明しないと、ただ貼っているだけでは意味がないので、その辺からやっていかないといけないと思う。

## ② 体罰の考え方について

学校教育課指導室長：学校教育法第11条では、懲戒を加えることはできる。ただし、体罰を加えることはできないと永くいわれてきた。本日配布した資料は、平成19年2月5日に文部科学省初等中等教育局長の銭谷氏がいた時に、体罰が大きな問題になっていて学校現場が荒廃している状況を少しでも立て直すために、体罰の基準を見直そうということで出されたもので、言わば体罰の許容範囲について記載されたものということで提示させていただいた。(以下、資料(学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方)を基に体罰の考え方についての説明。)

今回の大阪で起こった体罰事件を踏まえ県教委の指導等もあり、市教委でも各学校あてに通知文(体罰根絶のための取組について)を昨日付けで配布したところである。その中で注目すべきものはセルフチェックがある。私どもが陥りやすい項目は、体罰は愛のムチであると肯定していない。自分一人で課題を抱え込むのではなく、同僚や管理職に相談しない、悩みに悩んでしまっただけでその末に体罰が行われてしまう事例。また、今回の事件のように、部活動等の指導では、勝利至上主義に陥ることなく、児童生徒の願いに応えられるように努めているかどうか。最後は、体罰をしている同僚を見たら、早めにお互いに注意し合える体制を作ろうというような項目である。山武市において、体罰の報告、保護者からの報告は現時点ではない(平成24年度中)。今一番大事なことは、先程いじめの問題でも先生方の認識の問題と話がでたが、やはり先生方の認識の問題であると思う。やはり指導力豊かな先生方、子どもの不味いことは不味いと落ち着いて取り組めるそういう指導力、かっとなってというのは体罰の原因だと思っている。子どもの目線に立つ、相手の痛みが分かるとかということも

よく言われている。それらの視点について校長会議等で資料をつかって話をしていきたい。そこで今私が一番心配しているのが言葉づかい。子ども同士の言葉づかいでもいじめに繋がるようなものがあると思うが、精神的なストレスが体罰に繋がることがあるのではないかと。県教委でもいろいろな事例をだしているが、次のようなものがあった。「あなたなんか教室にいらなくていいよ」とか、ないとは思いますが「お前は人間のくずだ」「そんなにできないなら学校に来なくてもいい」と言ってしまったりとか、これもないと私は信じているが「そんなことをやっているとしたら高校に行くのに不利だよ」などというのは、脅し文句に聞こえるような言葉であって、これらがちょっとした時に出てしまう。それを控えるには、先程申したように教師相互が研さんし合うということ、相手の痛みが感じられる人間になってほしいというのが、一番必要だと思っているところである。子どもの立場にたってどんな言葉づかいが痛みとして捉えられるのかという研修もあるので、事例として各学校に提示しながら研修体制を充実させたいと考えている。

高橋委員：本日配布された、山武市教育委員会ジャーナルに塾の講師をしている匿名女性の記事が載っているが、これは山武市の事例か。

指導室長：ジャーナルP2の新聞記事を見てというところですが、この事例は部活動の顧問の先生が、子どもたちに土日に練習をさせたいことから、強く練習に誘った際に、同じ時間帯に塾があり非常に悩んでいる。ということで、顧問の先生方の部活動への捉え方について指導していただきたいという相談の電話をいただいたものである。勝利至上主義ではないが、部活は皆で一緒にやりたいという思いがあるのだと思う。現在は、土曜日に練習をやるよといっても、習い事や学校以外のスポーツ団体に属している子どももいるので、それを認めている学校がほとんどだと思う。

教育長：この問題は次の議会定例会で議員から質問があると思うので、その結果を報告させていただきながら、ご意見をいただきたいと思う。

五木田委員長：あくまでも体罰は認められないが懲戒はできるので、そのことに教職員がとまどって、本来の熱のこもった指導ができないのでは困る。校長会で学校教育法第11条(懲戒の)解釈について、きちんとやっていただきたい。

教育長：保護者には新しく変わった基準に理解できない人たちもいて、今回のことがあったので現場としてはやりづらくなると思うが、毅然とした方向でやっていくことを確認したい。

五木田委員長：それから中学生くらいになると、先生に対する暴力もあろうかと思う。そういうことは絶対に許さないような体制を強化して、暴力があった場合は被

害届をきっちり出してもらいたいと思う。

子どもたちにいろいろな教育的な配慮を施しながら、より良い児童生徒の指導をしていきたいと思うので、指導室からも指導をお願いします。

※本協議は継続協議。

## 日程第6 ○報告事項

### 報告第1号 文教厚生常任委員協議会報告について

教育部長：前回の定例教育委員会で来年度の当初予算の内容を説明したが、その内容について文教厚生常任委員との協議があったので報告させていただく。（以下、資料に基づき、文教厚生常任委員協議会について概要を説明。）

五木田委員長：山武市の少人数指導の非常勤講師の賃金が、東上総管内の臨時職員を見ても安いことは課題であろうと思う。

### 報告第2号 平成25年度全国学力・学習状況調査の実施について

学校教育課指導室長：分かりやすい資料ということで、要綱全てではなく抜粋を提示させていただいた。主な変更点は、本体調査が今年度はサンプリング調査だったが、来年度は全ての学校で行われるということである。それから、今までは学校の子どもと先生方の取り組みしかなかった訳だが、新たに経年変化分析調査、保護者に対する調査、教育委員会に対する調査を新設することである。調査事項では、国語と算数・数学、今年度は理科があったが来年度はない。実施日は4月25日と決定している。また、本日は報告だが今後協議をいただく点がある。それは調査結果についてである。市町村教育委員会に対しては当該市町村の公立学校全体の状況及びその設置管理する各学校の状況を分析したデータがくる。学校にはそれぞれの学校の全体の状況と学級の状況、各個人の結果がくる。それらの活用について各学校は児童生徒に対しては個人票を提供するので配れという指示があるが、市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねられているので、出てきた結果を市教委はどのように扱うのか。これについては機会を改めて協議いただきたいと思っている。過去には市の平均値を公表したということもあったが、先程も説明した市全体のデータと各学校のデータが来るので、それらの公表についてどうするか後日改めて協議いただきたい。

報告第3号 平成24年度卒業証書授与式への出席者について

学校教育課長：前回の定例教育委員会で決めていただいた、各小中学校の卒業式、各幼稚園の卒園式への出席について確認いただきたい。併せて平成25年度の入学式、入園式について検討いただきたい。

※卒業式、卒園式への出席委員の確認と平成25年度入学式、入園式の出席委員を決定。

報告第4号 第6回市民駅伝競走大会について

スポーツ振興課長：市民駅伝競走大会について、資料に基づき大会の概要を説明。山武警察署からの指導によりコースに一部変更あり。

報告第5号 行事の共催・後援の承認について

教育総務課長：平成24年12月1日から12月31日までに承認した3件の後援について報告。

報告第9号 2月の行事予定について

教育総務課長：教育総務課の2月の行事予定について報告。

学校教育課長：学校教育課の2月の行事予定について報告。

生涯学習課長：生涯学習課の2月の行事予定について報告。

スポーツ振興課長：スポーツ振興課の2月の行事予定について報告。

文化会館長：文化会館の2月の行事予定について報告。

公民館長：公民館の2月の行事予定について報告。

その他

生涯学習課長：成人式の参加者について報告させていただく。住所登録者634人の内、出席者は485人で参加率は76.5%であった。昨年よりも多く参加している。その他、転出者として77名が山武市に帰ってきて参加した。それから、山武市郷土芸能保存団体連絡協議会主催の山武市郷土芸能振興大会の資料を配布させていただいた。五木田委員長を来賓としてご案内しているが、委員の方々も都合がよろしければご来場いただきたい。

7. 閉会 午後4時24分